

太田市樹木粉碎機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における森林、里山等の保全整備を推進することを目的として、市が所有する樹木粉碎機の貸出しを行うことに必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 樹木粉碎機の貸出しは、行政区ごとの住民自治組織（以下「行政区」という。）を対象として行うものとする。

(貸出の予約)

第3条 行政区の代表者（以下「区長」という。）は、樹木粉碎機の貸出しを受けようとするときは、貸出しを受けようとする期間の初日の14日前までに、太田市農政部農業政策課へ電話等により、貸出しの予約をしなければならない。

2 市長は、前項の予約があったときは、樹木粉碎機予約受付簿（様式第1号）に記録するものとする。

(貸出手続)

第4条 前条第1項の予約をした区長は、樹木粉碎機の貸出しを受けようとする期間の初日までに、樹木粉碎機借用申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 森林、里山等の保全整備を実施する箇所の位置図

(2) 貸出しを受けた樹木粉碎機を保管する予定の場所の位置図

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該申請をした区長に対し貸出条件を付した上で樹木粉碎機貸出証（様式第3号）を交付し、樹木粉碎機の貸出しを行うものとする。

(貸出期間)

第5条 樹木粉碎機の貸出期間は、10日以内とする。ただし、貸出期間の終了日となるべき日が太田市の休日を定める条例（平成17年太田市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日までの期間を貸出期間とする。

(費用負担)

第6条 樹木粉碎機の貸出料は、無料とする。

(使用管理及び管理記録)

第7条 樹木粉碎機の貸出しを受けた区長（以下「利用者」という。）は、善良な管理者の注意義務をもって適正に当該樹木粉碎機の使用管理を行わなければならない。

2 利用者は、樹木粉碎機の使用前及び使用後において動作点検を行い、その結果及び使

用実績について樹木粉碎機使用日誌（様式第4号）に記載しなければならない。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者は、樹木粉碎機の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 樹木粉碎機を転貸しないこと。
- (2) 樹木粉碎機の処理能力を超えた使用をしないこと。
- (3) 作業音、粉碎物の散乱等による周辺環境への影響を十分配慮して使用すること。
- (4) 竹又は樹木の粉碎以外には使用しないこと。
- (5) 樹木粉碎機を使用する場合は、耳栓、ヘルメット、ゴーグル、手袋、保護服等を着用するなど、安全対策を徹底すること。
- (6) 樹木粉碎機に異常が認められる場合は、直ちに使用を中止し、市長に報告するとともに、その指示に従うこと。

（返却）

第9条 利用者は、樹木粉碎機を返却しようとするときは、市長との協議を経た方法により返却するものとする。この場合において、利用者は、樹木粉碎機使用実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出し、担当職員の確認を受けなければならない。

- (1) 樹木粉碎機使用日誌
- (2) 森林、里山等の保全整備を実施した箇所の作業前及び作業後の写真

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、貸出期間にかかわらず、樹木粉碎機を返却させることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (2) 樹木粉碎機の管理上支障があると認めたとき。
- (3) その他市長が返却させる必要があると認めたとき。

（事故の報告）

第10条 利用者は、貸出しを受けた樹木粉碎機の使用又は運搬の際に当該樹木粉碎機の毀損又は亡失、第三者に損害を与える等の事故が発生したときは、直ちに樹木粉碎機使用事故報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 事故発生時の配置図
- (2) 事故発生時の写真

（弁償等）

第11条 樹木粉碎機の貸出しを受けた行政区は、前条の事故が発生したときは、自らの

責任において原状に回復し、又は第三者に与えた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 7 日から施行する。